

# 施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

知事は、マーケットインの考えに基づく新たな需要が見込まれる戦略的作物の生産拡大を図るため、施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業費補助金実施要領（平成30年7月20日付け農芸第184号経済産業部長通知。以下、「実施要領」という。）に基づいて事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

この要綱において「戦略的作物」とは、以下に掲げるいずれかを満たす作物のことをいう。

- ア ふじのくにマーケティング戦略に選定されている作物
- イ 県が実施した首都圏市場調査の結果、ニーズがあると認められる作物
- ウ 事業を実施する者が独自に調査を実施した上で選定した作物

## 第3 補助の対象及び補助率（額）

### (1) 補助の対象

戦略的作物の生産規模を拡大するための鉄骨ハウス又はパイプハウスの新設に要する経費。

### (2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の3分の1以内。ただし、新設する鉄骨ハウス又はパイプハウスの面積1㎡当たり7千円を上限とし、千円未満の端数がある場合は切捨てとする。

## 第4 交付の申請

### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

### (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

- ア 事業費の30%を超える増減
- イ 事業の中止又は廃止
- ウ 施工場所の変更

### (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で1件当たりの取得価格が、50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で(3)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳（様式第5号）その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助金の対象期間内において、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第6号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更収支予算書(様式第3号)

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第7号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 収支決算書(様式第3号)

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

## 第8 請求の手續

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第8号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

## 第9 概算払の請求手續

提出書類 1部

- ア 概算払請求書(様式第8号)
- イ 資金状況調べ(様式第4号)

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実施報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

### (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除額等報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

## 第11 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、事業実施主体の所在地を所管する農林事務所の長を経由して経済産業部農業局農芸振興課に提出するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。